

## 決算整理の重点項目

### 1. 棚卸資産 期末商品棚卸高と売上原価の算出

(1) 期末商品棚卸高～決算日に実地棚卸により在庫商品の数量を把握し、これに商品別仕入単価を乗じて計算する

$$\text{期末商品棚卸高} = \text{在庫数量} \times \text{仕入単価}$$

仕入単価の決定方法

- 1) 原価法 - 個別法・先入先出法・後入先出法・総平均法・移動平均法・単純平均法・最終仕入原価法・売価還元法
- 2) 時価法 - 取得価額を時価（市場価格）によって算定する方法
- 3) 低価法 - 原価法による取得価額と時価法の取得価額を比較して、いずれか低い価額を評価額とする方法

\* 上記評価方法の選択は、組合の自由であるが、いずれにするかは、設立後最初の法人税の申告期限までに税務署に届出をすること。

届出のないときは、最終仕入原価法になる。評価方法の変更は、予め税務署長の承認を要する。

< 設例 >

次の商品有高帳の記録をもとに、各種の計算方法によって期末棚卸高を算出してみる

商品有高帳						
月日	概要	受 入			払出数量 (個)	残高数量 (個)
		数量	単価	金額		
3.1	繰越	40	400	16,000		40
10	仕入	20	430	8,600		60
11	売上				30	30
12	仕入	30	450	13,500		60
20	売上				40	20
26	仕入	100	500	50,000		120
28	売上				60	60
		<u>190</u>		<u>88,100</u>	<u>130</u>	

最終仕入原価法

期末における最終の仕入原価をもって、期末棚卸単価とする。

$$500 \text{円} \times 60 = 30,000 \text{円}$$

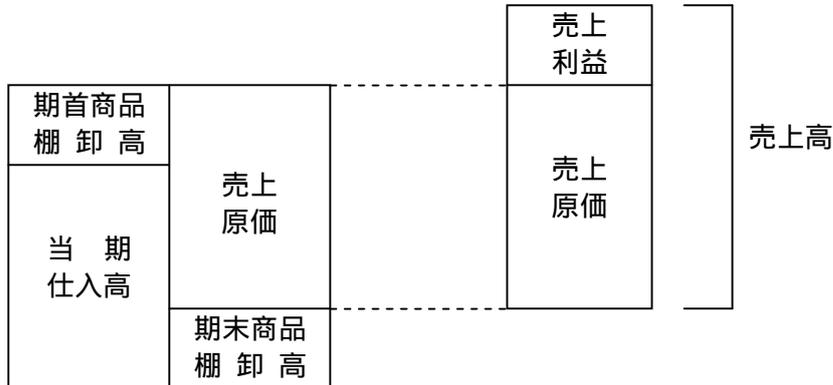
総平均法

期首繰越分を含む受入金額合計を、それに対する受入数量で除して算出する

$$88,100 \div 190 = 463 \text{ 円}$$

$$463 \times 60 = 27,780 \text{ 円}$$

(2) 売上原価の算出



$$\text{売上原価} = \text{期首商品棚卸高} + \text{当期仕入高} - \text{期末商品棚卸高}$$

売上原価の算出仕訳

仕入勘定で行う場合

- イ (仕入) 100 (繰越商品) 100  
期首商品棚卸高振替
- ロ (繰越商品) 200 (仕入) 200  
期末商品棚卸高計上

売上原価勘定を設け行う場合

- イ (売上原価) 100 (繰越商品) 100  
期首商品棚卸高振替
- ロ (売上原価) 800 (仕入) 800  
当期仕入高振替
- ハ (繰越商品) 200 (売上原価) 200  
期末商品棚卸高計上

2. 固定資産の減価償却

(1) 減価償却の3要素 - 取得価額 耐用年数 残存価額

取得価額 - 購入代価のほか、その資産を事業の用に供するまでに必要な付帯費も含まれる。ただし、税務上、固定資産取得の借入金利息、不動産取得税、登録免許税等の費用は、取得価額に含めないことができる。

耐用年数 - 減価償却資産の耐用年数表によって求める。(減価償却資産の耐用

年数等に関する省令別表第1～第11)

残存価額 - 耐用年数を経過し減価償却終了後の帳簿価額(簿価)をいう。

なお、税務上、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産の残存価額は、取得価額の10%と定めているが、残存価額が1円に達するまでの減価償却を認めている。また、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、残存価額が1円になるまで償却を行う。

(注1) 耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満のものは、固定資産に計上せず事業の用に供した年度の費用とすることができる。(法人税法施行令第133条)

(注2) 取得価額10万円以上20万円未満の有形固定資産については、一定要件の下で、その資産の全部又は特定の一部を一括した有形固定資産の取得価額の合計の3分の1に相当する金額を、事業の用に供した年度以降3年間の各年度に費用とすることができる。(法人税法施行令第133条の2)

## (2) 減価償却費の計算方法

### 一般的な償却方法

定率法 - 耐用年数にわたり毎年簿価に対して同じ率で償却をすすめていく計算方法

減価償却費 = (取得価額 - 前期までの償却累計額) × 定率法による償却率  
\* 平成19年3月31日以前に取得したのものについては、取得価額の5%まで償却した以降は5年間で均等額を償却する。

\* 平成19年4月1日以降に取得したのものについては、通常の償却額が償却保証額を下回った場合には、それ以降は「改定取得価額 × 改定償却率」で均等額を償却する。

定額法 - 耐用年数にわたり毎年同じ金額を償却費として計上する方法

減価償却費 = (取得価額 - 残存価額) × 定額法による償却

\* 平成19年3月31日以前に取得したのものについては、取得価額の5%まで償却した以降は5年間で均等額を償却する。

\* 平成19年4月1日以降に取得したものについては、残存価額が1円になるまで償却する。

(注) 償却率 - 税法で耐用年数に応じて定められている。

(減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第9、10)

償却方法の選択 税務署へ届出を行うが、届出をしなかった場合は、法定の償却方法となる。法定の償却方法は一般的には旧定額法又は定額法となる。また、減価償却費の方法を変更する場合は、予め税務署長の承認を要する。

(注) 取得価額 - 法人税法施行令第54条

法人税基本通達7-3-1～7-3-17の2

<設例1> 事業年度が4月から翌月3月までの組合で、4月に減価償却資産を購入した

場合（平成19年3月31日以前）

取得価額 5,000,000円

耐用年数 5年

償却費（平成19年3月31日以前に取得したもの）

旧定率法 0.369 旧定額法 0.200

残存価額 1円

償却費 旧定率法

1年目 5,000,000円×0.369=1,845,000円

2年目 (5,000,000円-1,845,000円)×0.369  
=1,164,195円

3年目 3年目～6年目までは上記と同様に、(取得価額-償却累計額)  
×償却率で取得価額の5%になるまで償却する。

7年目 65,606円

通常の償却額「116,459円」では取得価額の5%「250,000円」を下回るため、7年目の期首簿価-取得価額の5%  
(315,606円-250,000円)で求める。

8年目 250,000円/5年=50,000円

以後、5年間にわたり均等額を償却できる。ただし、12年目は1円を残存価額として残すため、49,999円となる。

旧定額法

1年目 (5,000,000円-500,000円)×0.200  
=900,000円

2年目 900,000円

3年目～5年目までも上記と同様に900,000円となる。

6年目 250,000円

通常の償却額「900,000円」では取得価額の5%「250,000円」を下回るため、6年目の期首簿価-取得価額の5%  
(500,000円-250,000円)で求める。

7年目 250,000円/5年=50,000円

以後、5年間にわたり均等額を償却できる。ただし、11年目は1円を残存価額として残すため、49,999円となる。

<設例2> 事業年度が4月から翌月3月までの組合で、4月に減価償却資産を購入した場合（平成19年4月1日以降）

取得価額 1,000,000円

耐用年数 5年

償却費（平成19年4月1日以降に取得した物）

定率法 0.250 定額法 0.100

改定償却率 0.334

保証率            0 . 0 4 4 4 8

残存価額        1 円

償却費            定率法

1 年目        1 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円 × 0 . 2 5 0 = 2 5 0 , 0 0 0 円

2 年目        2 年目 ~ 7 年目までも同様に償却していく。

8 年目        4 4 , 5 8 4 円

通常の償却額「33,371円」では保証額「44,480円  
(1,000,000円 × 0.04448)」を下回ってしまうため、8年目の期首の簿価(改定取得価額と呼ぶ。) × 改定償却率(133,484円 × 0.334)で改定償却額を求める。  
9年目も同額を償却する。

10年目        4 4 , 3 1 6 円

最終年度は、残存価額が1円になるように償却する。  
(44,317円 - 1円)

定額法

1 年目        1 , 0 0 0 , 0 0 0 円 × 0 . 1 = 1 0 0 , 0 0 0 円

2 年目以降も同じ

10年目        1 0 0 , 0 0 0 円 - 1 円 = 9 9 , 9 9 9 円

残存価額を1円残すため

\* 償却率・保証率・改定償却率は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」を参考

### (3) 償却費計算の特例

事業年度の中で事業の用に供した場合の償却費の計算(法人税法施行令第59条)  
旧定率法・旧定額法・定率法・定額法も次による。

			事業の用に供した日から		
			当該事業年度終了の日までの月数		
償却費	=	通常の償却費	×	—————	
				当該事業年度の月数	

(注) 月数は暦に従い、1月未満の端数は1月とする(法人税法施行令第59条)

設立第1年度等事業年度が1年に満たない場合の償却率等の計算(耐用年数取扱関係  
通達5-1-1)

旧定率法 新たに耐用年数を算出し、これにもとづく償却率により、通常の償却費の計算を行う

			耐用年数 × 12		
新たな耐用年数	=		—————		
(1年未満の端数 切り捨て)			その事業年度の月数		
			(1月に満たない端数は切り上げ)		

旧定額法、定額法、定率法 新たに償却率・改定償却率を算出し、これにより通常の償却費の計算を行う

新たな償却率、改定償却率 (小数点3位未満の端数切り上げ)	=	$\frac{\text{償却率} \times \text{事業年度の月数}}{12}$
----------------------------------	---	---

(4) 減価償却費の仕訳(記帳)方法

直接法 償却額を当該固定資産勘定から直接控除する方法

(借方) (貸方)

減価償却費 × × 車両運搬具 × ×

間接法 固定資産を直接控除することなく、取得原価を据え置いて、減価償却額は別に減価償却累計額勘定を設けて処理する方法

(借方) (貸方)

減価償却費 × × 車両運搬具減価償却累計額 × ×

(5) 中古資産の耐用年数

法定耐用年数の全部を経過したもの

法定耐用年数 × 20% = 残存耐用年数

法定耐用年数の一部を経過したもの

(法定耐用年数 - 経過年数) ÷ (経過年数 × 20%) = 残存耐用年数

この残存耐用年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨て、その年数が2年に満たない場合には2年とする。(耐用年数の適用等に関する取扱通達1-5-8)

=例=(中古自動車を取得した場合)

\* 自動車の耐用年数 6年(普通車)の場合

6年 × 20% = 1.2年 → 2年

の場合(2年経過したものを取得)

(6年 - 2年) + 2年 × 20% = 4年 + 0.4年  
= 4.4年 → 4年

\* 中古資産を取得した年度に支出した資本的支出の金額が再取得価格(中古資産と同じ新品のものを取得するときの金額)の50%を超える場合には耐用年数の見積をすることはできず、法定耐用年数を適用することとなる。